主な変更点

 $\boldsymbol{\sigma}$

をお願い

いたします。

問合せ

役場政策財政 $\frac{1}{2}$

令和6年4月1日(月)から変わります

鳩山町役場

本方針 て、組織改正を行います。 まで以上に効率的な業務を推進 2期で行った再編を踏まえ、今 期実施要領に基づき、第1期、 領及び第2期 るため、平成 組織にすることなどを目的とし し、新たな政策課題に対応する 組織改正に伴い、課や業務扣 組織改正を行ってきました。 ら、行政 和6年4月1日からは第3 では、 基づき、 グサー 30 員 実 年 数 、第1期 施要領を作成 度組 の縮 ビスを維持す 織 減 実施要 改正 第

> から町 ものでございますので、ご などに対応するために実施する 策(移住推進対策)政策の推進 策の充実」「産業環境共生型の す。詳しく 活性化政策を推進」「少子化対 務 が なお、課等の再編は、 変更、 室 ホ 0) 場 新設されるとともに は ムページをご覧くだ 所も変更となりま 右記 一次元コード 「環境政 理解

事

▶ (旧)「産業環境課」を「地域創生環境課(庁舎2階)」と「産業振興課(庁舎3階)」に分割

「地域創生環境課」は2階政策財政課の横に新設し、(旧)「産業環境課」が「産業振興課」になります。 皆さんの暮らしに関係する(旧)産業環境課の業務(ごみ・空き地の適正管理・犬の登録・交通安全な ど)に関する手続きやご相談は、2階の「地域創生環境課(**2**96-5894) |までお願いいたします。

- 町民サービス・子育て支援担当」を「戸籍・住民担当」と - 「町民健康課 「子育て支援・少子化対策担当」に分割
- 「保健センター」業務担当を「健康増進担当」と「母子保健担当」に変更

令和6年4月1日からの新たな体制 ※変更があった課(担当)のみ記載

町民健康課 庁舎1階

- ◆戸籍・住民担当(戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、マイナ ンバーカードに関すること) ☎ 296-5891
- ◆子育て支援・少子化対策担当(子育て支援、少子化対策、 児童手当、保育所に関すること) 277-7527

地域創生環境課 庁舎2階

- ◆地域創生・企業誘致担当(地域創生事務(北部地域活性 化、埼玉西部クリーンセンターの運営等)、企業誘致に関 すること) 🕿 296-7887
- ◆環境保全・生活安全担当(環境保全、ごみ、交通安全、防 犯等に関すること) 🕿 296-5894

保健センター(出先機関)

- ◆健康増進担当(健康診査、予防接種、救急医療に関する こと)☎296-2530
- ◆母子保健担当(母子保健、口腔衛生、児童虐待防止に関 すること) 🕿 296-2530

産業振興課 庁舎3階

- ◆農林業政策担当(農林水産業、農村整備事務に関するこ と) ☎ 296-5895
- ◆商工業・観光振興担当(商工業、消費生活、観光振興に関 すること) 🕿 296-5895